## 〇内閣府令第三十号

 $\mathcal{O}$ 項 基 及 本 規 災 定 び 害 法 に 第 対 昭 ょ 十 策 基 項 り 和  $\equiv$ 潍 本 並 + 用 び 法 六 等 す に 第 年 る  $\mathcal{O}$ 法 同 六 +法 律 部 第 第 を 兀 改 条 + 百  $\mathcal{O}$ 正 六 す 九 条 第 十三号) る 五. 法  $\mathcal{O}$ 項 律 兀 及 第 第 令 三 U 項 第 六 和 を 十 七 実 項 年 \_\_ 施  $\mathcal{O}$ 条 法 す 規  $\mathcal{O}$ 律 る 定 第 兀 た に 第 三 基 +  $\Diamond$ 兀 号) づ 項 災 き、 及 害 び  $\mathcal{O}$ 第 対 並 施 策 U 六 行 基 に 項 に 第 伴 本 兀 第 法 1 六 施 + 行 + 並 九 規 条 U 条 則 に  $\mathcal{O}$ 災 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 五 害 部 第 対 項 を 六 策

令和三年五月十日

改

正

す

る

内

閣

府

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

 $\Diamond$ 

る

内閣総理大臣 菅 義偉

災 害 対 策 基 本 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 内 閣 府 令

を 規  $\mathcal{O}$ 定 付 傍 次 災 害 لح 線 L  $\mathcal{O}$ L た 表 を 対 付 に 7 規 策 移 ょ 定 基 L り、 本 動 た 部 L 以 法 下 改 分 施 改  $\mathcal{O}$ 正 行 ょ 正 対 前 規 う 象 後 欄 則 欄 に 規 に 改 掲 昭 定 に 掲 げ 8 和 げ کے る 改 る 15 規 + う。 対 正 定 七 象 前  $\mathcal{O}$ 年 規 欄 傍 総 線 定 は 理 及 で てバ を 府 改 改 改 付 令 第 正 正 正 L 前 た 前 後 五. 欄 欄 部 十 二 欄 に 分 に に をこ 号) 掲 対 応 れ げ 12 れ  $\mathcal{O}$ る L 7 対 妆 に 応 掲 部 象 対 す 規 げ 応 を る 定 る す 次 そ ŧ を る  $\mathcal{O}$ 改 改 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 標 う を 正 正 に 掲 後 記 後 げ 欄 部 欄 改 分 7 12 に 正 す に 撂 掲 1 げ げ る な る 1 る 重 傍 ŧ 対 規 定 線 象  $\mathcal{O}$ 

は

れ

を

加

え

る。

一条の四第三項の規定により令第二十条の六第二十条の四第三項の規定により令第二十条の六第二十名の四第三項の規定により令第二十条の六第一時では、当該指定一般が立ちる法第四十九条の四第三項の規定により令第五号までに定めるもののほか、法第四十九条の四第三項の規定により令第五号までに定めるもののほか、法第四十九条の四第三項の規定により令第一条の四第三項の規定により令第一条の四第三項の協議先市町村長が必要と整難者を受け入れるべき避難場所を管理する。  (法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者で、	定避難所の公示)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
「条を加える。」	
	改
	正
	前

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	2~5 [略] 2~5 第八条の二 [略] 第八条の八第四項の内閣府令で定める者等) (内	第二条の四 [略] 第二(令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所) (第二	項の内閣府令で定める者について準用する。 第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七と読み替えるものとする。 とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一
	2~5 [同上] 第八条の二 [同上] (内閣府令で定める者)	第二条の三 [同上] (令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所)	

## · )附 f ,則

行

す

る。

1  $\mathcal{O}$ 府 令 は 災 害 対 策 基 本 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 令 和 三 年 五. 月二 + 日 カ 5 施

2 対 ま 令 策 第 ک 項 で  $\mathcal{O}$ 基 に  $\mathcal{O}$ 定 + 府 規 本 定 法  $\Diamond$ 条 令 に 施 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 六 施 ょ 行 基 ŋ 規 準 第 行 準 に \_ 則  $\mathcal{O}$ 際 用 第 適 号 す 合 か 現 <del>---</del> す に る 条 5 同 第 る 災  $\bigcirc$ 法 七 t 兀 害 第 の <u>ニ</u> 号 対  $\mathcal{O}$ 兀 を ま 策 第 基 + 除 で 九 <\_ . 本 に 条 定 法 項 に  $\Diamond$ 第  $\mathcal{O}$ とし 兀 規 る 兀 第 定 基 +  $\equiv$ す て 潍 九 指 条 項 る に 定  $\mathcal{O}$ 指 適  $\mathcal{O}$ 3 七 規 定 合 定 す 第 <del>\_\_</del> れ に 般 て る ょ 避 1 指 項 る 難 る 定  $\mathcal{O}$ 公示 避 所 ŧ 規 と 難 定  $\mathcal{O}$ をされ L に に 所 ょ て 0 同 同 り 1 て 法 7 条 災 7 第 は、 第 害 る 兀 対 ŧ + 改 号 策  $\mathcal{O}$ カン 基 九 正 とみ 条 本 後 5 第  $\bigcirc$ 法  $\mathcal{O}$ な 七 災 施 五. す。 第 害 号 行